

## 議案第42号

### 飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第29条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第1条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第2条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条第2項及び第29条の3の3第1項の改正規定並びに附則第1条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(2) 附則第6条の2の改正規定及び附則第3条の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和3年6月4日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、</p>

当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2～23 省略</p> <p><u>24</u> 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1とする。</u></p> <p><u>25</u> 省略</p> <p><u>26</u> 省略</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 省略</p> <p>2～23 省略</p> <p><u>24</u> 省略</p> <p><u>25</u> 省略</p>
---	--

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第百八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第三項及び第七百四十七条の五の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の三第一号中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）」を加える。

第五十七条の二中「第七号」を「第八号」に改め、同条の表第五十七条の五の二第七号の項中「第五十七条の五の二第七号」を「第五十七条の五の二第八号」に改める。

第五十七条の五の二第七号及び第八号を次のように改める。

七 自動車税の種別割

八 法人の市町村民税

第五十七条の五の二に次の四号を加える。

九 固定資産税

十 軽自動車税の種別割

十一 事業所税

十二 都市計画税

附則第三十九条を削り、附則第四十条を附則第三十九条とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第四十七条の三第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（市町村民税に関する経過措置）

2 この政令による改正後の地方税法施行令（次項において「新令」という。）の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（特定徴収金に関する経過措置）

3 新令第五十七条の五の二（第七号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年度以後の年度分の地方税に係る地方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 菅 義偉

3 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の二の第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

7 新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十一条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十五条第九項の規定は、同項に規定する国際船舶に対して課する同号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日から海産物の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第九項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二十三」とあるのは、「第三十九条の二十二」とする。

5 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十一項に規定する機械装置等（以下この項に

において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第四十一項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法附則第六十四条の規定は、令和三年四月一日以後に同条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和三年四月一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第一条第七号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日までの間に取得をした特例対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十一条第二項」と、「第二条第十四項」とあるのは「第三十六条第一項」とする。

第十三条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

八 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第四号の三並びに第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三の改正規定並びに同法附則第八十五条の改正規定並びに同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に四項を加える改正規定並びに附則第三条第七項及び第八項並びに第十條第六項及び第七項の規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定（令和二年法律）を「令和五年度」に改める部分及び同項を同条第九項とする部分を除く。並びに附則第十二条第三項及び第四項の規定、海事業業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十條第五項の改正規定及び附則第八條第二項の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（賦課決定の期間制限の特例に関する経過措置）  
 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に同号に定める日が到来する場合について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）  
 第三条 新法第四十五条の三の二第四項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第四十五条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う新法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第四十五条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第四十五条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新法第五十条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第五十条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第五十条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条の五十一第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第三十七條の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日以前に行われた所得税法等改正法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十五条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 新法第二十三条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八條第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

8 新法第二十三条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八條第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第四條、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）  
 第五条 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第六條、次項に定めるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（同項及び附則第十六條において「四年新法」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 四年新法附則第九條第二十二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

第七條 第三條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）  
 第八條 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十條第五項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）  
 第九條 新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日以前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）  
 第十條 新法第三百七十七條の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第三百七十七條の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新法第三百七十七條の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第三百七十七條の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第三百七十七條の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第三百七十七條の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第三百七十七條の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）  
 第九條 新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日以前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）  
 第十條 新法第三百七十七條の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第三百七十七條の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新法第三百七十七條の三の三第四項の規定は、施行日以後に行う新法第三百七十七條の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第三百七十七條の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行つた旧法第三百七十七條の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第三百七十七條の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。





(固定資産課税台帳の登録事項の特例)

第六十四条の三 附則第六十三條又は第六十四條の規定の適用がある場合には、附則第十五條の五中「附則第十五條から第十五條の三の二まで、第六十三條又は第六十四條」とする。

附則第六十五條第一項中「前二條」を「附則第六十三條及び第六十四條」に、「の規定による」を「並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第六十四條の規定による」に、「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同條第二項から第四項までの規定中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第六十六條第一項から第三項まで、第六十八條、第六十九條及び第七十二條第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。  
附則第七十三條中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、「道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)以下この項において「地方税法等改正法」という。附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一條の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。附則第六十四條)を加え、「地方税法第七十一條の四十七」とあるのは「同法第七十一條の四十七」とを削り、「市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」及び「指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」の下に「並びに地方税法等改正法附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四條」を加える。

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第七十二條の二第一項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。を加える。

第七十二條の二第四号及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二條の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「発電事業等又は特定卸供給事業」に、若しくは「発電事業等」を「発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第七十二條の四十八第三項第二号口中「含む」の下に「同條第一項第十一号の二に規定する配電事業(第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。を加え、同号八中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同條第九項第一号中「又は送電事業」を「送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「配電事業」を加える。

第三百一十一條第一号中「扶養親族」の下に「(年齢十六歳未満の者及び第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る)」を加える。

第三百一十四條の二第一項第十一号中「及び第三百十七條の三の三第一項」を削る。

第三百十七條の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三百十七條の六第九項中「第三百二十一條の四第九項」を「第三百二十一條の四第十一項」に改める。

第三百二十一條の四第二項中「第九項」を「第十一項」に改め、同條第七項中「の同意がある」を「第三百十七條の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同條第五項(第一号に係る部分に限る)の規定により提供した者又は同條第一項の規定による給与支払報告

書の提出を第七百四十七條の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」という。が、第一項後段(前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ)の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をしたに改め、「(前項において準用する場合を含む。次項において同じ)」を削り、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「代えて、」の下に「当該」を加え、「提供することができる」を「提供しなければならない」に改め、同條第九項中「提供」の下に「及び第八項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「第七項又は第八項」に、「が同項」を「これらの規定に」、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第八項中前項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項の次に次の二項を加える。

8 市町村長は、特定特別徴収義務者(第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供することを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法(これにより難いと思われる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法)により納税義務者に提供するものとする。

第三百二十一條の六第一項中「納税者」を「納税義務者」に改め、同條第二項中「においては」を「には」に、「第九項」を「第十一項」に、「同條第八項」を「同條第十項」に改める。

第七百一十一條の三第四第三項第十六号中「又は」を「同項第十一号の二に規定する配電事業」に改め、「発電事業」の下に「又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第七百六十二條第二号ロ口中「第三百二十一條の四第七項及び第九項」を「第三百二十一條の四第七項、第八項及び第十一項」に改める。

附則第三條の三第一項中「及び扶養親族」の下に「(年齢十六歳未満の者及び第三百十四條第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ)」を加え、同條第四項中「及び扶養親族」の下に「(年齢十六歳未満の者及び第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ)」を加える。

附則第九條第二十一項中「一般送配電事業者が」を「一般送配電事業者(以下この項において「一般送配電事業者」という)が」に改め、「場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加え、同條に次の一項を加える。

22 特定吸収分割会社(令和二年八月十三日においてガス事業法第二條第五項に規定する一般ガス導管事業(以下この項において「一般ガス導管事業」という)の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四條の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同條に規定する政令で定める要件に該当する同法第二條第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間(以下この項において「特定期間」という)に会社法第七百五十七條の規定により吸収分割をする同法第七百五十八條第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ)又は特定吸収分割承継会社(特定期間内に同法第七百五十七條の規定により特定吸収分割会社からその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二條第二項に規定するガス小売事業者、一般ガス導管事業又は同條第九項に規定するガス製造事業者のいずれかを営む会社法第七百五十七條に規定する吸収分割承継会社(当該特定吸収分割会社)がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る)をいう。以下この項において同じ)が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を二以



記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第七十四条の二十四第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第七十四条の二十四第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

5 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従って保存が行われている同項の表の第二号若しくは第三号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第二項の規定により提供が行われた同項に規定する書類に係る電磁的記録に記録された事項に關し第七百四十八条の四十八第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第七百四十八条の四十八第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

二 第七百四十八条の四十八第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

6 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従って保存が行われている同項の表の第四号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第二号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に關し第七百四十八条第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第七百四十八条第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第七百四十八条第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

7 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七百六十二条第二号(1)中「第九項」の下に、「第三百二十一条の四第七項及び第九項」を加える。

附則第三条の三第一項中「附則第五条」を「附則第四条の四」に改める。

附則第四条の四第一項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高齢者の医療の確保に關する法律をいう。及び「一般用医薬品をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「の使用」を「及びその使用による医療保険給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。同項において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用」に「令和三年」を「令和八年」に改め、同条第三項中「令和四年度」を「令和九年度」に改め、「高い一般用医薬品等」の下に「及びその使用による医療保険給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等」を加え、「令和三年」を「令和八年」に改める。

附則第八條第二項中「平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「同法第四十二條の四第五項又は第六項の規定により読み替へて適用される場合を含む。」又は第七項を「から第七項まで」に改め、同条第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二條の五の二第二項」を「第四十二條の五の二の六第二項」に改め、同条第十六項中「第四十二條の五の二の五」を「第四十二條の五の二の六」に改め、同条第十七項中「第四十二條の五の二の五」を「第四十二條の五の二の六」に改め、同条第十八項中「第四十二條の五の二の五」を「第四十二條の五の二の六」に改め、同条第十九項中「第四十二條の五の二の五」を「第四十二條の五の二の六」に改め、同条第二十項中「第四十二條の五の二の五」を「第四十二條の五の二の六」に改め、同条第二十一項とし、同条第二十六項の次に次の四項を加える。

17 中小企業者等の各事業年度の法人税額に關し租税特別措置法第四十二條の十二の七第四項又は第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは、「第六項」とする。

18 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に關し租税特別措置法第六十八條の十五の七第四項又は第五項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二條第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八條の十五の七」とあるのは、「第六十八條の十五の七第六項」とする。

19 中小企業者等の各事業年度の法人税額に關し租税特別措置法第四十二條の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」第六十六條の七（第七項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）」及び「第七項、第八項及び第十一項から第十四項までを除く。）」並びに「と、第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「及び第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは、「並びに第四十二條の十二の七第四項及び第五項」とする。

20 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に關し租税特別措置法第六十八條の十五の七第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二條第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八條の十五の七、第六十八條の九十一（第十項から第十三項までを除く。）」及び「とあるのは、「第六十八條の十五の七第四項及び第五項、第六十八條の九十一（第十項から第十三項までを除く。）」並びに」とする。

# 参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

## 法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節中第十三条の三の次に次の一条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という。)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「(所得税法第二百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二百二十二条第一項、第二百二十五条第二項又は第二百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。)」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の二の五の二」を「第四十二条の二の六」に、「第六十六条の七」を「第四十二条の二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)、第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の二の五の二」を「第四十二条の二の六」に、「の規定」を「及び第四十二条の二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」の規定に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の四第五項」を削る。

第四十五条の三の二第四項中「所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。)」による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の他の政令で定める要件を満たす」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。)」を削る。

第四十五条の三の三第四項中「所得税法第二百三十一条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十条の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支拂済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一十一条第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中、「第四十二条の二の三第五項」を削る。

第七十一条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第四百九十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。以上であること。

和二十年度基準エネルギー消費効率」という。以上であること。

第四百九十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に「百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。